

經濟論叢

第121卷 第3号

日本におけるモンテスキュー研究……………木崎喜代治 1

ブリュームンのコンビナート論

における廃物問題……………吉田文和 26

労働力の価値と欲望問題……………神谷明 48

労働力価値の変動の歴史的 analysis および

労働力価値の下限の計測……………小川和憲 67

昭和53年3月

京都大學經濟學會

労働力価値の変動の歴史的分析および 労働力価値の下限の計測

—労働力の価値と価格の関係について(2)—

小 川 和 憲

I は じ め に

先の論文（労働力の価値と価格の関係について(一)労働力価値の変動の理論的分析）で明らかにしたように、労働力価値は長期傾向的に上昇する。そして産業資本主義段階では、実質賃金は労働力の価値を中心に上下に変動しながら、長期傾向的には両者は一致していた。ところが独占資本主義段階以降、ことに国家独占資本主義段階には生産力の著しい発展、労働者階級の闘争力の強化、資本主義的諸矛盾の激化と生活様式の変化といった諸要因によって、労働力価値は累積的に増加し、実質賃金は労働力価値を傾向的に下まわるようになった。

この小論では第一に、以上の理論的分析の結果をごく簡単に歴史的に検証したいと思う。なぜなら、なんらかの理論的結論は歴史的に証明されてはじめて真理たりうるからである。それから第二に、現代の日本において、労働力価値、特にその下限をいかなる生活水準におくかを検討することとする。この問題は資本制的蓄積がいかなるメカニズムで貧困を創出するか、すなわち労働力価値＝生活水準の上昇が労働者生活の真の向上をもたらさず、かえって自営業を分解し、婦人を有業者化させて不安定就労者を創出し、低賃金基盤を拡大強化するのだということ、いいかえると労働力の価値と価格の乖離という「新しい貧困」が不安定就労、低賃金、低生活水準といった「古典的貧困」を創出する複雑な資本制的蓄積の法則を理解するうえできわめて重要である。

II 労働力価値と価格の乖離の歴史的分析

労働力の価値と価格が資本主義のいかなる段階から乖離するようになったかについては、すでに理論的にはかなり明らかにしてきた。ここではごく簡単に歴史的にみることにする。

産業資本主義段階では労働力の価値と価格は一致していたと考えねばならない。なぜならこの段階では、労働者は自己の生活は自分達の収入でまかない、とにかく労働力の再生産が可能であった以上、労働力の価値と価格は一致していたと考えねばならないからである。もちろん、個々の労働者については労働力の価値以下の賃金しか支払われない者が多くいたであろうが、その場合には、婦人や児童の多就業によって生活を維持し、労働力の価値と価格を一致せしめたのであって¹⁾、こうして社会的・全体的にみると両者は一致していたのである。このような労働者が自分達の生活は自分達の努力でなんとか維持しなければならぬ状態は、当時の、彼らが依存すべき実効ある社会的扶助が皆無であった事情による。例えば救貧法はエンゲルスも指摘しているように²⁾、囚人以下の処遇をすることによってその救助を制限していたのであって、その意義は労働貧民の保護としての機能よりも、労働力政策としての機能の方が強かったと考えられる³⁾。また工場法についても、その保護は繊維部門などの年少者と婦人に限られ、さらに工場管督官の絶対的不足や軽い罰金制度のためあまり効

1) 戸塚氏はこの点に関して、「当時の綿工場に登場した婦人、年少者、児童は貧困家庭の窮迫の過程で、…やむなく雇用を求めるにいたった不熟練労働者を主体としており、家計補充的賃労働者で、『経済的には労働力の『価値分割』の過程として想定すべきである」としている。戸塚秀夫「イギリス工場法成立史論」1966年、171-172ページ。

2) エンゲルス「イギリスにおける労働階級の状態」武田訳、1969年、285-290ページ。

3) 小川氏によると、「1834年の『新救貧法』が産業資本確立期の労務政策としてになり意義については…要するに、それは、『労働能力を持つ貧民』に対しては一切の院外救助を拒否し、かつ院内救助といえどもただ最も屈辱的な条件においてのみ与えることによって、救助に対する申請を最小限度に抑え、一方では『貧民』を維持するための納税者の負担を軽減して資本蓄積を促進するとともに、他方では賃金労働者化の層の推進と労働市場における無制限な自由取引の保証とを企図するものにほかならなかった。」小川喜一「イギリス社会政策史論」、1961年、144ページ。

果はなかったと考えられる⁴⁾。また一部の熟練労働者は自主的な共済組合を設立し、疾病、失業時の生活に対処しようとしたが、その給付内容はきわめて不十分なものでしかなかった⁵⁾。

以上のような社会的扶助の劣悪さのために、当時の労働者は自分達の生活は自らの手で維持しなければならなかったのである。このことは当時の労働力の価値がきわめて低く、彼らの低賃金でも生活を維持しえたことを意味する。労働力の価値がこのように低かったのは基本的には生産力の低さ、労働者階級の闘争力の弱さ、ことに繊維部門などの近代的産業分野では婦人労働者や児童が大きな比重を占めていたこと、さらに親方下請制、家内労働の広範な存在⁶⁾からもわかるように、近代的労働者階級としての未成熟、したがって近代的労働者階級としての自覚の未成熟による。そのために生活様式・生活水準・生活意識などの面で封建社会のそれとあまり変わることがなかったのである。それはマルクスの次の有名な指摘からも明らかであろう。「貧困、労働苦、奴隷状態、無知、粗暴、道徳的墮落の蓄積」⁷⁾

しかし産業資本主義段階の末期から独占段階にかけてこうした「原生的労働関係」は漸次変化してくる。一つには独占価格の設定によって生活手段の価値と価格が乖離しはじめたこと、二つには生産力の発展によって諸商品が豊富になってきたこと、さらに熟練労働者達の職業別組合＝新型組合が崩壊し、それ

4) 戸塚氏によると、工場法は労働者階級の闘争によって成立したのではなく、開明的な大工場主の構想のもとに成立したこと、したがって工場法は「自由放任」の原理を否定するものではなく、多少修正するものに他ならず、その保護は児童、年少者、婦人に限られ、成年男子労働者は何ら保護されず、また適用産業も繊維産業など数種類に限られ、制度の実施上でも、工場管督官の欠如あるいは不足、軽い罰金制度によりあまり効果はなかったと考えられる。前掲書、285-300ページ。

5) 小川氏によると、友愛組合の組合員は当時の貧労働者の $\frac{1}{2}$ ほどにすぎず、「友愛組合による疾病保険制度に加入しえたのは、実は、労働者の中にあっても比較的高額の賃金を取得する人々に限定されていたとよく」、不熟練労働者はこれから排除されていた。またその給付内容もきわめて不十分なものであった。前掲書、144ページ。

6) 戸塚氏によると、1816年と1833年では、対象綿工場において、18歳未満の年少者、児童、婦人労働者は全労働者の70~80%に達していた。そして彼らの半数は職工に雇われ、彼らから賃金が支払われていた。前掲書、150ページ。

7) マルクス「資本論」一卷②、大内・細川監訳、1968年、840ページ。

まで労働組合から疎外されていた不熟練労働者達が産業別組合を結成しはじめ(新組合運動)、政治闘争との結合を強めたこと⁸⁾、などにみられるように、ようやく階級としての自覚にめざめ、その闘争力も飛躍的に高まったこと、さらに賃労働者化の進展によって、老齢貧民の問題化に典型的にみられるように、生活基盤が著しく不安定化、脆弱化したこと、などによる。しかしながら労働条件は依然として劣悪であった。チャールズ・ブース、シドニー・ウェップ、B・S・ロウントリーの調査にみられるように、家内工業や小工業での広範な苦汗制度の存在、ロンドンやヨーク市民の30%前後におよぶ「肉体的生存の最低標準」を下まわる貧困者の存在、とくに悲惨な老齢貧民の存在が明らかになった⁹⁾。ここに19世紀末から20世紀はじめにかけて各種の社会保険が登場する歴史的必然性があったのである¹⁰⁾。社会保険が労働者の拠出金のみで成立するならば、それは以前として賃金から支払われるのであるから、労働者全体についてみると労働力の価値と価格は一致する。しかし友愛組合の崩壊にみられるように¹¹⁾、労働者の拠出だけでは制度が運営されないとところに社会保険が登場する(保険原理にもとづく危険の分散という面もあるが)のであるから、社会保険が登場するということは労働力の価値と価格の乖離を前提としているのである。

以上から、労働力の価値と価格が傾向的に乖離するという現象は独占段階において生じたといえる。この場合、労働力の価値は賃金と社会保険の給付金の合計であり、何ら規範的なものでなく、客観的な、社会的必然性によるもので

8) 19世紀の最後の20年間に労働組合運動に大きな変化があらわれた。「かくして新しい組合が、次々に多くの職場に作られていった。労働組合運動は飛躍的にその強さを増した。…そして最後に重要なこととして挙げねばならないのは、大不況にあたって消滅していた労働者階級独自の政治活動という観念が力強く復活した。G・D・H・コール『イギリス労働運動史』Ⅲ、林、河上、喜治訳、1957年、5ページ。

9) 岸本英太郎「社会政策」第5版、1968年、219-223ページ、241-242ページ。

10) ドイツでは1883年の疾病保険法、84年の工場災害保険法、89年の養老廃疾保険法の成立、イギリスでは1908年の無拠出「老齢年金法」を通じて、1911年に国民保険法が成立。

11) 共済組合がその給付水準の劣悪さにもかかわらず財政的危機に瀕したのは19世紀の末である。「かくして、『国民保険法』の誕生の前夜において、すでに『一般友愛組合』は、労働者階級の自衛手段としての本来的役割を十分に果しえない事実をますます明白にしつつあった。」小川、前掲書、148ページ。

ある。国独資段階の分析は省略するが、そこでは生産力の著しい発展、労働者階級の闘争の一層の高まり、資本主義的諸矛盾の激化によって、労働力の価値と価格の乖離は一層大きくなって、労働力価値は賃金と社会保障の給付金および社会的共同消費手段の給付額の合計となろう。

先の論文とこの節で述べたことから、労働力の価値と賃金の変動を図示すると次のようになる¹²⁾。

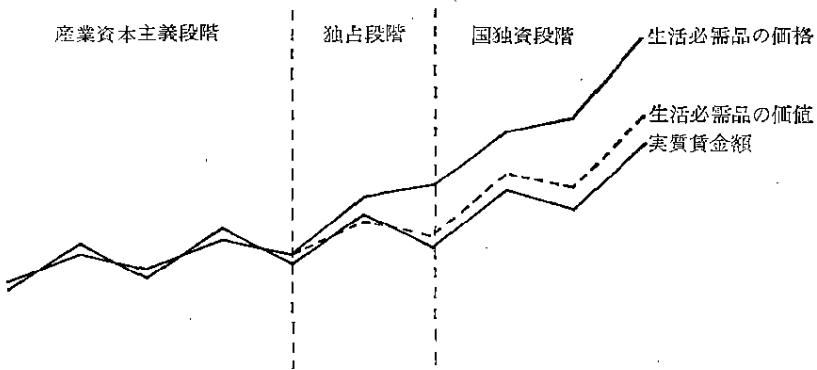


図 1. 労働力の価値と実質賃金の変動

III 労働力価値の下限の計測

この節では労働力価値の計測、とくにその下限に関して若干の方法論的な問題について述べることにする。詳しい実証的研究は別の機会にゆずることとする。

従来の最低生活費の研究には、小沼正氏によると、(1)マーケット・バスケット方式、(2)エンゲル係数停止方式(この中には森田優三氏の方式と、籠山京氏、中鉢正美氏の履歴現象の理論が含まれる)、(3)労研方式などがある¹³⁾。しかしこれら

12) 短期的には生活必需品の価値と価格は異なった変動をするのであるが、産業資本主義段階ではこれらは長期的に一致するので、図を簡単にするために、ここでは短期的にも一致するとした。

13) 小沼正、わが国戦後における最低生活費研究の系譜、「季刊社会保障研究」、第3巻1号、1968年6月、13ページ。

の研究については多くの問題がある。第一に、マ・バ方式では「算定者のいだいて何らかの判断によって、あらかじめ定められている水準に概略を合せて内容を組む」¹⁴⁾という恣意、主観が入り、第二に、森田氏のエンゲル係数停止方式では、「雑費などがゼロになる前に、飲食物費の相対的減少がみられ、エンゲル係数の増加が停止する」点を「正常な健康維持を標準とする最低生活費」¹⁵⁾とするのであるが、今日では低所得層の家計費に占める住居費、雑費などの占める割合が高くなっており¹⁶⁾、しかも住宅不足の激化などによって、それが労働者の中・上層にまで波及している事情のもとで、単なるエンゲル係数の高低によって最低生活費を算定することはきわめて不十分である。第三に、履歴現象の理論では、それぞれの社会階層には独自の「最低生活費」が存在し、その点は、特定の社会階層

において収入が低下しても、ある水準(C~D)まで低下するとそれ以降は支出を減らせず、貯蓄の食いつぶしや家具の安売りなどによって従来の生活を維持しようとする。この水準をその階層の「最低生活費」とするものである。そして収入がそれ以下に低下する

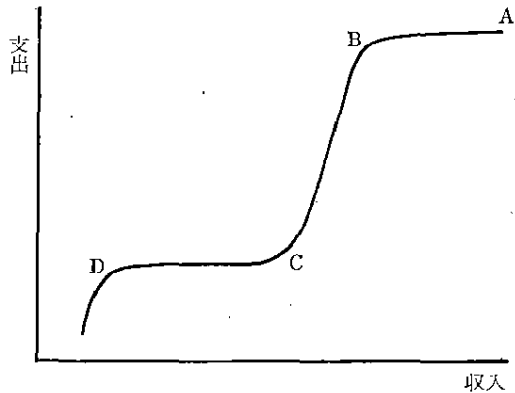


図2

と、その階層より下の階層に転落せざるをえないとする。この見解にみられる、

14) 同上、17ページ。

15) 同上、18-19ページ。

16) 大本氏はこの点について次のように述べられている。「住宅所有の違いによる食料費をみると、住居費負担が高い持家（ローン返済有）、民間借家においては、収入が低い階層ほど、エンゲル係数は低い値を示し（5ページ）、「その結果、エンゲル係数の持つ意味について再検討する必要が生じているように思われる。」（8ページ）と述べられている。大本圭野、住居費負担と家計構造、『国民生活研究』第13巻1号、1973年6月。

それぞれの社会階層に独自の「最低生活水準」があるという指摘は正しい。それは東大社研の研究によって証明されているとおりである¹⁷⁾。しかし問題は、それ以下の生活では労働力の正常な再生産が不可能であるという絶対的な水準があるはずであるが、それをどこにおくかという問題が生じる。第四に、労研方式では、その調査項目の多様さ(世帯構成・学歴・職業・収入・住居の諸条件、寝方、被服所持数、家具什器所持数、文化的な生活内容—新聞、読書、映画など、主婦と児童の知能、よみかき検査、一般健康診断、体格、体力検査、血液、尿検査など)から、最もすぐれた、包括的な最低生活費研究の方法であるが、その問題点は生活水準、生活構造の変動にとうてい耐えられないことである。生活水準・生活構造の変動にともない消費単位も再計算しなければならないし、上述の多くの調査項目の諸条件を変化させねばならない。

以上のように、従来の最低生活費の研究には多くの問題があるが、特に重要なのはそれらのすべての研究が経済理論との関連において研究されていないということである。経済理論との関連がないということは、最低生活水準が概念的にとらえられないということの意味する。したがって最低生活費あるいは最低生活水準を労働力価値という経済理論と結びつけて明確化する必要がある。

既述したように、労働力の価値とは、「特定の社会において労働者階級が消費することを社会的に強制され、かつ入手可能な労働者およびその家族の生活手段の価値」である。したがって労働力価値とは何よりも実態生計費(世帯当り)でなければならない。第二に、労働力価値の上限は労働者上層の生活水準として問題はないであろうが、問題は労働力価値の下限をどの生活水準におくかである。その指標は次の三点が考えられる。

- (1) 労働力の再生産が可能である生活水準、
- (2) 世帯の有業率が急速に高まる階層の生活水準、
- (3) 自営業を分解させうる生活水準、

17) 氏原正治郎、江口英一、都市における貧困層の分布と形成に関する一資料(一)、「社会科学研究」第8巻1号、1956年11月、103ページ。

まず第一の点からみると、多くの研究にみられるように、臨時・日雇労働者世帯の特徴は世帯規模が小さく、欠損家族の比率がきわめて高いことである。東京都労働局の調査では¹⁸⁾、一人世帯が35.2%、二人世帯が13.6%、三人世帯12.2%であり、専修大社研の調査でも¹⁹⁾、山谷日雇労働者のうち配偶者なしは74.3%、配偶者はあるが別居している者は16.3%で、全体の90.6%が単身者である。その結果欠損家族の割合もきわめて高く、阿部とし子氏によると、筋肉労働者で夫婦家族の世帯のうち欠損家族の割合は、大企業工員1.2%、中小企業工員5.0%であるのに対し、店員サービス従事者23.4%、失対労務者28.6%、被生活保護者41.6%と急激に高くなっている²⁰⁾。こうした現実の背景には彼らの単身者的賃金があるということは周知のことである。例えば都市の日雇賃金は「屋外労働者職種別賃金調査」によると、昭和49年度では、その平均にもっとも近い建設業の土工の一日当り賃金は4,544円、一月平均の労働日は21日であるから、その月収は約9.5万円となる。それに対して20～24歳の男子青年労働者のそれは「賃金構造基本統計調査」によると、調査産業計では、「きまって支給する現金給与額」で約9.3万円、「年間賞与その他特別給与額」をも含めると、一月平均10.8万円となる。このように日雇賃金は20～24歳の男子労働者の賃金を下まわるのであるが、先にも引用したように、岡崎氏によれば、この青年労働者の低賃金こそが20～24歳層の有配偶率を異常なほどに低めさせている重要な原因の一つであった。こうして、20～24歳の青年労働者の賃金を下まわる臨時・日雇労働者の賃金こそ彼らの世帯を小規模にさせ、あるいは欠損家族の割合を高くしている原因なのである。以上から明らかなように、臨時・日雇労働者の賃金、生活水準や生活保護基準では労働力の正常な再生産をおこなうことができず、したがってそれらは労働力の価値以下の賃金、生活水準であるといわねばならない。

第二の点についてみると、たしかに低所得世帯における有業率が他の世帯に

18) 東京都労働局「日雇労働者生活実態調査結果報告書」、1956年3月、24ページ。

19) 専修大社研、日雇労働者—山谷の生活と労働、「社会科学年報」第8号、1974年、62ページ。

20) 阿部とし子、低所得層における家族の特質、「厚生指標」第16巻1号、1969年1月、20ページ。

比し高いということは多くの調査で明らかにされている。例えば前述の東京都の調査では、日雇労働者の一世帯あたりの平均就業人員は1.49人、一人世帯を除いた平均世帯人員は1.76人で、「日雇労働者の世帯構成が一般の勤労者世帯より低いにもかかわらず、就業人員構成は逆に高くなっている」²¹⁾。しかし今日の有業率の変動における特徴は、中高年婦人の有業者化が単に労働者下層のみでなく、上層にまで波及していることである。東京都の調査によると、婦人パートタイマーは既婚者が9割をこえるが、「夫のあるもののうち40.8%のものが事務、販売技術職に従事している。さらに公務員の12.2%のうちに事務職や専門職も含まれるわけで、ほぼ半数がいわゆる新中間層、ホワイトカラー層」²²⁾であり、また大阪府立職業サービスセンターの調査でも、内職就業世帯の社会階層は「技術、管理、事務がそのうち43.6%を占めもっとも多い。これについて多いのが29.7%の運輸、技能、生産、単純労働の家庭である。…この10年間にホワイトカラーが30.7%から43.6%へ、ブルーカラーが40.1%から29.7%になっており、内職就業世帯の社会階層が逆になったことを示している」²³⁾といわれている。こうしたことは一方ではごく少数の特権層を除いた職員層の社会的地位の低落の結果であり、他方では低所得層の生活様式の変化—社会的強制による耐久消費財の普及といった—による生活水準の上昇の結果、両者の生活様式、生活水準が類似化したためであろう。したがってこの指標によって労働力の価値の下限を規定するならば、今日では労働者上層のかかなりの部分が労働力価値以下の生活水準に転落してしまう。これは不合理である。この点で注目すべきは東大社研の研究であろう。それによると、男子世帯主の社会階層が上位の階層では配偶者の内職や家内労働が多いのに対して、社会階層が低い階層では内職や家内労働では不十分で、恒常的な被用者にならざるをえない²⁴⁾。したがって今日では、単に有業率のみならず、有業化する場合の雇用

21) 東京都労働局、前掲書、25、26-27ページ。

22) 東京都労働局、「婦人パートタイマーの実情」1975年、122ページ。

23) 大阪府立職業サービスセンター、「内職就業基本調査結果報告書」、1968年度、16-17ページ。

24) 氏原、江口、前掲雑誌、118-120ページ。

形態などについても考慮する必要がある。

第三の点についてみると、抽象的には、すなわち都市と農村において自由な労働移動があり、就業機会もあると仮定すると、労働力価値の下限は自営業層を分解させるものでなければならないということは自明である。なぜなら都市の労働者の下層部分の賃金、生活水準が自営業の下層部分のそれより低ければ、前者は帰農するであろうし、後者は都市へ流出しないであろう。その結果相対的過剰人口の給源は枯渇してしまうであろう。それは資本制的生産様式の前提条件が崩壊することを意味する。したがって資本制的生産が絶えず再生産されるためには、労働力の価値の下限が自営業を分解させるものでなければならないということは自明のことである。しかしその具体的な計測は実に困難である。第一に、都市と農村に就業機会があるか、すなわち自由な労働移動がありうるか²⁵⁾、第二に、農民層分解といっても次三男(女)の単独流出、長男の単独流出、世帯主の挙家流出があり、流出形態も通勤流出と離村流出があり、そしてそれぞれの供給価格が異なるということである²⁶⁾。こうした問題は従来から「農家労働力の供給価格」として議論されてきており、多くの研究がある²⁷⁾。しかしここではそれらについて言及する余裕がないので、世帯主の挙家離村について簡単にみてみたい。ただし先にも述べたように、都市と農村で自由な労働移動があるか、あったとしても経済的理由のみによって移動するといえるか、など問題が多い。したがってここで述べることはそうした仮定が成立

25) 梅村氏は、農工間賃金格差は農業から工業への移動の可能性を生ぜしめるが、それが現実化するかどうかは都市において就業機会があるか否かによるとする。梅村又次「賃金・雇用・農業」1966年、205ページ。また南氏によると、農家人口に対する非農業部門での需要は、主として非農業部門における経済活動(就業機会)の水準に依存し、非農業部門の賃金はあまり影響を与えない。これに対して農家人口の非農業部門への供給は、農工間賃金格差に敏感に反応する。南亮進、日本の農家人口移動、西川俊作編「労働市場」1971年、65ページ。

26) この点については、「家制度」の視点から、それぞれの供給価格が異なるということを通じているのは並木正吉氏である。産業労働者の形成と農家人口、東畑・宇野編「日本資本主義と農業」1959年、162-163ページ。

27) 例えば氏原正治郎、日本農村と労働市場、「日本労働問題研究」1966年、小林謙「就業構造と農村過剰人口」1962年、増井幸夫「農家労働力の供給価格、大川一司編「日本農業の成長分析」1963年、同、農家労働力供給価格再論、川野、加藤編「日本農業と経済成長」1970年。

するということを前提とした特殊なケースにすぎない。詳しい実証的研究は今後の課題とする。

世帯主が挙家離村するための条件は、挙家離村した場合に得られるべき世帯所得が、現在の農家所得（＝農業所得＋兼業所得）より大でなければならない²⁸⁾、ということである。しかしこの条件が満たされるのは今日ではごくまれで、考えるのは近くに労働市場がなく、恒常的な職員兼業あるいは賃労働兼業の機会がなく、臨時的な通勤兼業あるいは出稼ぎに依存せざるをえない場合のみである²⁹⁾。こうした臨時的な通勤兼業あるいは出稼ぎの賃金が都市の日雇賃金と平準化しているということは多くの人々の指摘するとおりである³⁰⁾。そうすると、挙家離村しうる場合の供給価格は、農家下層の農業所得＋臨時的通勤兼業あるいは出稼ぎの賃金（＝都市の日雇賃金）を上まわれればよいということになる。そこで「農家経済調査」（昭和49年）によって農家下層の農業所得をみると、都府県平均で0.1～0.5ha、22.6万円、0.5～1.0ha、72.3万円となっており、これに対して都市の日雇賃金は先にもみたように、建設業の土工の月収は約9.5万円となる。したがって0.1～0.5haの農家世帯主が通年出稼ぎした場合の農家収入は $22.6万+9.5万\times 12=133.6$ 万円となり、0.5～1.0haの農家世帯主が6カ月出稼ぎした場合の農家収入は $72.3万+9.5万\times 6=149.2$ 万円となる。他方「家計調査年報」によると、臨時日雇労働者世帯の年間実収入（これは年間収入5分位階級別では第15分位に等しい）は $11.7万\times 12=140$ 万円、また10～100人規模の小零細企業の労働者世帯の年間実収入は $16.1万\times 12=193$ 万円になる。したがっ

28) 永尾誠之助、兼業農家の滞留構造、山岡亮一先生還暦記念「現代農業と小農問題」、1972年、124ページ。

29) 最近における出稼ぎの特徴は、①中高年齢者、とくに世帯主や長男が圧倒的に多いこと、②出稼ぎの長期化、通年化、③上層農ほど出稼ぎ者の増加率が大きいこと、④出稼ぎ先産業では建設業が圧倒的であることである。宇野忠義、最近における山形県の季節出稼ぎ急増の実態とメカニズム、「農業総合研究」第26巻4号、1972年10月、また東京都労働局の調査では、建設業における出稼ぎ労働者は職種別には土工、軽作業人夫が、雇用形態別には臨時、日雇が圧倒的に多い。東京都労働局「建設労働の実態」、1970年10月、27ページ。

30) 例えば田代、花田編「現代日本資本主義における農業問題」、1976年、223-224ページ、御園喜博著「現代農業経済論」、1975年、98ページ。

て0.1~0.5haの農家の通年出稼ぎ化した場合の農家収入133.6万円、0.5~1.0haの農家の半年出稼ぎ化した場合の農家収入149.2万円は都市の臨時・日雇労働者世帯の年間実収入とほぼ等しく、このことは臨時・日雇労働者の収入水準=生活水準では最下層の農家世帯主さえ分解させえないことを意味する。それに対して10~100人規模の小零細企業労働者世帯の年間実収入193万円と比較するとかなりの格差があり、したがって最下層の農家は小零細企業労働者世帯の年間実収入が得られれば挙家離村するといえるであろう。実際、労働省の調査によると、農業転職者の就業先事業所の規模は30人未満が35%、30人以上100人未満が27%、100人以上300人未満が21%となっていて、全体の8割が中小零細規模事業所に転職しているのである³¹⁾。なおつけ加えておくと、長男の単独流出については増井氏によれば、10~99人規模の企業の高校卒業程度の労働者としてなら流出可能である。

以上に述べた諸指標と籠山氏などの履歴現象の理論から、労働力価値の下限は小零細企業労働者の生活水準で、かつ履歴現象が現われる生活水準(C~D)とすべきであると考える。そのうえで労研方式のように多くの調査項目にわたって分析すべきであろう。したがって、最低賃金額も共働きに対する社会的制約が多い現状では、この10~100人規模の企業の労働者の世帯収入(世帯主収入ではない)におかれるべきであると考える。

第三に、労働力の価値の上限と下限は次第に接近する傾向があると考えられる。それは上述のように、一つには労働者上層の落層化によって、職員層の家計構造が下層のそれに接近してきたことによるが、他方では労働者下層ほど耐久消費財や公共料金などの「社会的強制支出」の占める比重が高くなっていることによる³²⁾。そこで「家計調査」によって第I5分位と第V5分位の実収入

31) 労働省職安局「農業転職者就業実態調査結果報告書」1970年、5ページ。

32) 江口氏によると、第I5分位層は第V5分位層より耐久消費財などの「大企業性製品」や「公共性料金費目」の消費支出に占める比重が高く、その結果、低所得層ほど「社会的強制支出」の比重が高くなっている。江口英一、物価狂乱による「生活崩壊」の進行と最低生活基準、「経済」1974年12月、112-113ページ。

と実支出をみると、両分位の実収入の格差が昭和32年の5倍から45年の2.6倍にまで急速に縮小するにともない、実支出も3.3倍から2.4倍にまでその格差を縮小せしめている(表1)。そしてこの格差を縮小せしめた支出項目は住居費(家具什器も含む)と雑費(とくに教育費)で、消費支出に占める住居費の割合は、昭和45年には32年の1.79倍(第V5分位は1.17倍)、雑費の割合は1.40倍(同1.26

表1. 5分位階級別にみた実収入と実支出

	実 収 入		実 支 出	
	第 I 5分位	第 V 5分位	第 I 5分位	第 V 5分位
昭和32年	12,543 (100)	63,331 (505)	15,328 (100)	50,461 (329)
35	15,795 (100)	79,540 (504)	18,430 (100)	61,589 (334)
40	28,671 (100)	126,173 (440)	33,105 (100)	95,174 (287)
45	65,776 (100)	172,298 (262)	56,886 (100)	135,007 (237)

総理府「家計調査年報」昭和32年, 35年, 40年, 45年

表2. 5分位階級別にみた各支出費目の消費支出に占める割合

		第 I	第 II	第 III	第 IV	第 V
		%	%	%	%	%
昭和32年	①食料費/消費支出	52.0	47.8	44.2	41.0	34.9
	②住居費/ "	7.0	7.4	7.8	7.6	7.9
	③光熱費/ "	6.0	5.3	5.1	4.8	4.5
	④被服費/ "	9.0	11.2	12.2	13.3	14.4
	⑤雑 費/ "	25.5	28.3	30.1	33.4	38.4
昭和45年	①食料費/消費支出	37.9	34.9	33.6	31.6	27.8
	②住居費/ "	12.5	12.8	11.5	10.6	9.2
	③光熱費/ "	4.5	4.0	3.7	3.6	3.3
	④被服費/ "	9.5	9.9	10.6	11.0	11.3
	⑤雑 費/ "	35.6	38.3	40.5	43.3	48.4
32年と45年の対比	45年の①欄を32年の それで割ったもの	72.9	73.0	76.0	77.1	79.7
	以下同じ	178.6	173.0	147.4	139.5	116.5
		75.0	75.5	72.5	75.0	73.3
		105.6	88.4	86.9	82.7	78.5
	139.6	135.3	135.0	130.0	126.0	

総理府「家計調査年報」昭和32年, 45年

倍) となって、低所得層における住居費と雑費の伸びが生活様式を硬直化させ、家計を硬直化させている大きな原因であるといえる(表2)。こうした生活水準の上昇による労働力価値の上限と下限の接近は、別稿で述べるように決して生活内容の安定化を意味せず、むしろ生活の不安定化の労働者上層への波及であり、全体としてみると生活構造の著しい不安定化以外のなにものでもない³³⁾。そして特に重要なことはそれが自営業の分解、婦人の有業者化を促進することによって、不安定就労者=過剰人口を「創出」することである。詳しくは別稿で分析する。

最後に、今までは労働者世帯の家計収支のみに言及してきたが、独占段階以降、とくに国独資段階では、労働力の価値は賃金と社会的諸給付(社会保障や社会的共同消費手段)の合計になる。したがって今日の労働力価値を計測する場合、単に所得の再分配だけでなく、ストックの分配、再分配についても考慮する必要がある。

IV 要 約

以上に述べたことを要約すると、

(一) 労働力の価値とは、「特定の社会において労働者階級が消費することを社会的に強制され、かつ入手可能な労働者とその家族に必要な生活手段の価値」であり、それは単に生理的なものでなく、歴史的・社会的なものであるが、しかしそれに含まれる個々の内容、例えば熟練の育成費、災害、疾病、失業、老齢による労働不能の場合の生活費、教育費、娯楽費などが労働力の価値に含まれるか否か、あるいはどの程度まで含まれるかは、基本的には生産力の発展と資本主義の諸矛盾の激化、および労働者階級の闘争力に依存する。

33) この点について安原氏は次に述べている。「〈やりくり余裕〉の程度が著しく低下したなかでの雑費支出の増大が戦後の都市生活者の一特質なのである。…このような戦前、戦後の支出構造の相違に示される都市生活形態の変化は、〈安定・低文化消費型〉から〈不安定・高文化消費型〉への変化と言え、「支出構造の不安定性と硬直性によって示される〈生活不安〉」は労働者上層にまで波及しているとされる。安原茂、都市生活の支出構造と低所得層、「都市問題」第58巻2号、1967年2月、17-18ページ、25ページ。

(二) 労働力の価値の変動についてみると、それを上昇させる要因と低下させる要因があり、長期傾向的にみると上昇させる要因の方が強く作用すると考えられ、その結果、労働力価値は短期的には低下することはあるが、長期傾向的にみると必ず上昇する。ことに独占段階以降にその上昇テンポが強まる。

(三) 労働力価値は賃金と密接な関係にあるが、基本的には生産力の発展に規定される客観的な大きさである。労働力の価値が賃金よりも大きくなった場合、労働者は一方で世帯の有業率を高めて収入を増加させながら、他方で生活構造を変化させて両者を一致させようとする。こうした自助的方法で対応が可能であった間は労働力の価値と価格は一致していたと考えねばならない。こうした私的な方法で対応できなくなった時、労働力の価値と価格は乖離しはじめたのである。

(四) 労働力の価値と価格が乖離するという現象が生じたのは独占段階以降である。その原因は生産力の発展と独占の形成、資本主義的諸矛盾の激化、労働者階級の闘争力の発展などである。この格差は社会保障や社会的消費手段によって補われねばならないのであるから、労働力の価値は賃金とこれらの社会的給付の合計であり、賃金は労働力の価値によって規制されることは明らかである。また独占段階以降では生活必需品の価値と価格が乖離するのであるから、労働力の価値という概念を区別する必要がある。一つは本来の意味での労働力の価値で、生活必需品の価値に等しいものであり、他は生活必需品の価格である「労働力の価値」である。独占段階以降では、主として後者の「労働力の価値」が問題となる。

(五) 労働力価値の下限は、①労働力の再生産が可能である生活水準、②世帯の有業率が急速に高まる階層の生活水準、③自営業を分解せうる生活水準、の三つの指標から検討すべきである。具体的には、すなわち現代の日本では10～100人規模の小零細企業労働者の生活水準とすべきである。

(六) 前述したように、「新しい貧困」論の最大の問題点は、現代の貧困現象が全然法則的にとらえられていないこと、「古い貧困」との関連、総じて貧困

現象の法則的・体系的把握ができていないことである。労働力価値の上昇、とくにその下限の上昇は農民などの自営業の分解、労働者上層にまでおよぶ婦人の有業者化を促進することによって、不安定・低所得労働者を創出し、さらに中高年労働者の過剰化、職員層の落層化とあいまって、老後生活の絶対的貧困を一般化させている。このように労働者の欲望水準の上昇といった「新しい貧困」が不安定・低生活水準といった「古典的貧困」を大量に創出しているのである。

(七) 今日の労働者生活は賃金だけで生活することはほとんど不可能となっており、社会保障や社会的消費手段によって保障されることが不可欠となっている。このことは賃金制度そのものの廃止の客観的条件が発展しつつあることを意味する。労働力の価値と価格の乖離という現象を否定するならば社会保障の必然性も理解することができないし、また賃金制度すなわち資本主義制度の歴史的限界も正しく把握できないであろう。